

□給水装置工事事業者登録の各申請に関すること

番号	問合せ内容	回 答	備考
1	【共通】 ・他市にも指定給水装置工事事業者として登録しているが、流山市で工事の施工はできますか。	・本市の給水区域内で給水装置工事を施工する場合は、本市に指定給水装置工事事業者として登録されていることが必要となります。	・流山市水道事業給水条例第7条
2	【共通】 ①別表「機械器具調書」に記入した器具の写真を添付する必要がありますか。 ②別表「機械器具調書」について記入例に記載されている器具を種別ごとに保有していないといけませんか。 また、器具のレンタルでの申請は可能ですか。	①写真の添付は必要ありません。 （申請時に添付されている場合はそのまま受領します。） ②器具は種別ごとに保有している必要があります。 また、器具のレンタル品による申請は認めていません。	・水道法施行規則第20条
3	【共通】 ・所在地が遠方であり、申請の際に来局することが難しいため、どうしたら良いですか。	・原則、窓口の受付のみで郵送による受付は実施していません。 遠方の方はご相談ください。	
4	【共通】 ・「登記簿謄本」は原本を提出しなければならないのですか。	・コピーでも可能です。	
5	【共通】 ・申請時に添付する書類に不足や誤り等があった際は、メールやFAXで対応してもらえるのですか。	・原則は、窓口の受付でお願いしているところです。ただし、押印のない書類メールやFAXにて対応可能です。	
6	【共通】 ・給水装置工事事業者登録の受付日及び時間を教えてください。	・給水装置工事事業者登録について [受付日]月曜日～金曜日 ※土日祝日は除く [時 間] 9時00分～11時00分 13時00分～16時30分	
7	【新規】 ・新規の登録申請の締切日は毎月20日締切りとなっていますが、締切後でも受付をしてもらえますか。	・締切後は、翌月の受付分として受付いたします。 なお、当月の受付分は、指定の可否決定後、翌月に納付書発行・収納確認・指定証の発行などを行います。	
8	【更新】 ・指定有効期限の直近でも更新の申請は可能でしょうか。 また、更新手続き完了までに従前の指定期限を経過する可能性がありますますがその場合どのような取扱いになりますか。	・指定期限の日までに、更新の申請書に不備がなければ受付いたします。更新の申請後、更新の決定がなされるまでは、従前の有効期限は延長され、その効力を有していることとなります(水道法第25条の3の2第2項)。 なお、更新後の有効期間は更新前の有効期限満了の日の翌日から起算します(水道法第25条の3の2第3項)。 当局では、受付事務を平準化するため、対象事業者に申請時期のご案内を発送しています。 ご案内に従って手続きされるようご協力をお願いします。	・水道法第25条の3の2
9	【共通】 ・給水装置工事事業者登録の申請に伴い、審査の結果、許可されない場合について教えてください。	・指定の基準に適合されてない場合及び書類が不備な場合は指定登録ができません。	・水道法第25条3
10	【共通】 ・申請様式が変更になっていますが旧様式での申請でも問題はありますか。	・旧様式での提出は原則、認めていません。 HPから新様式をダウンロードして使用ください。	
11	【共通】 ・事業所としてインターネットカフェでも登録できますか。	・登録はできません。業務の一部を行う場として使用することも考えられますが、局発送の郵便物が届かないなど、問題が生じるため認められません。	

□給水装置工事事業者登録の各申請に関すること

番号	問合せ内容	回 答	備考
12	【更新】 ・給水装置工事事業者を休止中ですが、指定期限がまだ期限内です。休止中でも更新手続きはできますか。	・休止中であっても更新の申請を指定期限内に提出して受理されれば更新は可能です。また、更新の手続き案内を約3カ月前に送付して周知に努めています。	
13	【休止】 ・休止中の指定事業者が更新時期を迎える場合はどうなりますか。		
14	【新規】 ・添付書類の「事務所の写真」ですが、自宅と事務所を兼ねている場合、自宅の写真を添付しても良いのですか。	・可能です。当局から指導監督や情報提供を行うため、事務所の実態を確認する必要があります。ことから写真の提出を求めています。なお、車を資材置き場に行っている場合、車の全景と置場として利用している状況写真等を提出してください。	
15	【新規】 ・添付書類の「資材置場の写真」ですが、車内の一部を資材置場としている場合、車内の状況がわかる写真の添付でよろしいですか。		
16	【更新】 ・指定給水装置工事事業者の指定有効期限は何年間ですか。	・5年間です。	・水道法第25条3の2
17	【更新・変更・廃止】 ・古い指定証を紛失してしまい、更新（変更・廃止）は可能ですか。	・更新(変更・廃止)は可能です。各手続きの提出書類に併せ、窓口で紛失の理由をお伝えください。	
18	【変更】 ・指定事項の変更が生じたにもかかわらず変更届を提出するのを失念していました。どうしたら良いですか。	・指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書は、変更があった日から30日以内に提出。給水装置工事主任技術者選任・解任届出は事由発生日から2週間以内に提出。提出期限を過ぎた場合は、顛末書を併せて提出をお願いします。	・水道法施行規則第21条、22条

☐給水装置主任技術者に関すること

番号	問合せ内容	回 答	備考
19	・ 自社の給水装置主任技術者の登録者が今現在どのような登録状況になっているのか教えてください。	・ 来局していただき、身分確認がわかるもの（雇用関係がわかる保険証又は社員証等）を提示のうえ確認ができれば、調査し、口頭でお伝えすることは可能です。	
20	・ 給水装置工事主任技術者は、複数の事業者に登録ができますか。	・ 登録はできません。 但し、会社内の営業所での兼任は可能です。	
21	・ 主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類の写しとはどんなものを指しますか？	・ 基本的に保険証又はそれにかわるものとして、給水装置主任技術者証（有効期限内かつ会社明記があるもの）、雇用証明書、特別徴収額の課税決定通知書等があります。 また、提出書類の中に登記簿謄本が含まれている申請で、給水装置主任技術者が登記簿謄本に記載されている役員等の場合の提出は不要です。	

☐給水装置指定の納付及び手数料に関すること

番号	問合せ内容	回 答	備考
22	・ 登録、更新手数料は、上下水道局でも納付できますか。	・ 上下水道局 1 階のお客様センターで納付ができます。	

□給水装置の管理・修理に関すること

番号	問合せ内容	回 答	備考
23	・宅地内の給水装置の管理は、上下水道局ですか。	・給水装置は所有者の財産になることから、所有者管理をお願いします。	
24	・メーターボックスが破損した場合、補修してもらえるのですか。	・メーターボックスは所有者の財産になるので補修は出来ません。補修については、流山市指定給水装置工事事業者にお問い合わせください。	
25	・どの業者に修理を依頼したらいいかわかりません。流山市指定給水装置工事事業者を紹介してもらえませんか。	・お客様と指定業者との契約になるため特定の業者を紹介することはできません。別添の「流山市指定給水装置工事事業所一覧表」をご覧ください。また、依頼する場合の注意点としては、以下のものがあります。 【注意点】 ・希望する工事が可能なのか。 ・数社から見積書(有料もあり)をもらい内容の検討をする。 ・工事内容、費用、アフターサービス等の説明を受けること。	

□上下水道センターに関すること

番号	問合せ内容	回 答	備考
26	・上下水道センターの営業日及び時間を教えてください。	・営業時間等について [曜日]月曜日～金曜日※土日祝日は除く [時間]9時00分～16時30分 [電話]04-7159-9925 ・夜間等の緊急時連絡先 [電話]04-7159-9106	
27	・「給水装置の新設、改造、撤去等の工事は、上下水道局に申込が必要です」と明記されていますが、修理(修繕)の場合も必要ですか。	・本来、修繕工事として申込みが必要となりますが、軽微の修理(修繕)である蛇口やコマパッキン等の交換程度は申込みは不要とされています。	